

告示のホイール・ボルトに係る改正箇所

自動車の点検及び整備に関する手引(平成 12 年運輸省告示第 162 号)

2 日常点検の実施の方法

(略)

日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)
車の周りか らの点検	タイヤ	(略)
	空気圧	(略)
	亀裂、損傷	(略)
	異状な摩耗	(略)
(略)	溝の深さ	(略)
(略)	(略)	(略)

大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)を対象として、以下の改正を平成19年4月1日施行。

日常点検項目として「取付けの状態」を追加規定。
当該点検の実施の方法として、ホイール・ナットの脱落・緩み、ホイール・ボルト折損等に関する目視点検及びハンマなどによる点検を規定。また、タイヤ交換の際には規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等を規定。

3 定期点検の実施の方法

(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの状態	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み</u>	1年距離	6月	6月	3月	ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。また、リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付ナット、ボルトに緩みがないかを点検します。
	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

12月点検の項目として「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」を追加規定。
実施方法として、ディスク・ホイールを取り外してホイール・ボルトの亀裂、損傷等を点検すること、ディスク・ホイールを取り付ける際は規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等を規定。

3月点検の実施方法に、規定トルクでホイール・ナットを締め付けること等を追加規定。

4 整備の実施の方法

(略)

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	タイヤの交換	(1)~(6) (略)	(1)、(2) (略)
		(7) タイヤががたつかない程度までナットを締め付けます。このとき、ナットのとがっている方のテーパ部とディスク・ホイール孔のシート部が平均に当たるように締め付けます。 (8)~(10) (略)	(3) 締め付けるときは、レンチで踏んだり、パイプなどを使用して必要以上に締め付けず、正しい方法で行ってください。 (4)~(6) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

タイヤ交換時の注意事項において、ディスク・ホイールを取り付ける際は規定トルクでホイール・ナットを締め付けること、ディスク・ホイールの種類に合ったホイール・ボルトとホイール・ナットを使用すること(誤組みしないこと)等を追加規定。